

会員各位

細則の改定について

2023年6月20日
一般社団法人 日本形成外科学会
理事長 貴志 和生
制度検討委員会
委員長 久保 盾貴

2023年4月26日の会員総会にて報告したとおり、2022年度は下記の細則の一部が改定されましたので、ご報告申し上げます。

1. 定款細則 【理事会承認報告】

- ・定款細則は令和4年11月に【別紙】のとおり改訂されました。

2. 専門医生涯教育細則 【理事会承認報告】

新	旧
<p>【変更・追加】 (<u>専門医の活動休止</u>) 第18条 専門医は、更新期間中に研究、留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職務等により専門医としての活動や自己学習が<u>完全にできない期間があれば</u>、制度第4条にかかわらず、<u>専門医活動休止</u>を申請することができる。</p> <p>2. 委員会は、<u>活動休止理由が妥当と認めた場合</u>、申請のあった期間の活動休止を認める。<u>休止期間は初回申請で最長2年までとするが、1年ごとの延長の申請は可能とする。</u></p> <p>3. 前項の<u>休止期間中は</u>、<u>専門医資格を休止という形で保有できるが、専門医と称することはできない。</u></p> <p>4. 前項の<u>休止期間中は</u>、<u>診療実績や講習会受講は更新の単位として認められない。</u></p>	<p>(<u>更新審査の留保</u>) 第18条 専門医は、更新期間中に研究、留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職務等により<u>生涯教育を实践できない期間があれば</u>、制度第4条にかかわらず、<u>更新審査の留保</u>を申請することができる。</p> <p>2. 委員会は、<u>専門医資格更新審査において留保理由が妥当と認めた場合</u>、申請のあった<u>専門医に1年間の留保期間を与える。</u></p> <p>3. 前項の<u>留保期間中は</u>、<u>専門医資格は維持される。</u></p>

【追加】

(更新審査の猶予)

第 19 条 専門医は、更新期間中に研究、留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職務等により生涯教育を實踐できない期間があれば、制度第 4 条にかかわらず、更新審査の猶予を申請することができる。

2. 委員会は、専門医資格更新審査において更新猶予理由が妥当と認めた場合、申請のあった専門医に 1 年間の猶予期間を与える。また、猶予期間は原則として一年までとする。
3. 前項の猶予期間中は、専門医資格は維持される。
4. 前項の猶予期間中は、診療実績や講習会受講は更新の単位として認められる。

【追加】

(専門医資格の更新)

第 21 条

4. 更新を忘れ、資格喪失後 1 年以内にそのことに気づいた場合は理由書を添えて資格喪失事由発生時から起算して 1 年間の更新猶予申請を行うことができることとする。原則的に更新猶予の事後申請は受け付けられないが、専門医生涯教育委員会で十分な調査と審議を経て、正当な理由があると判断されたもののみ審査対象とする。

【追加】

(専門医資格の停止・喪失)

第 22 条

2. 学会における会員資格が停止されたとき、同様に専門医資格も停止とする。停止の期間は会員資格停止期間と同様とする。
3. 資格喪失後 1 年を経たものは資格を放棄したものとみなす。但し、専門医生涯教育委員会での個別の調査と審議を経た上で、機構で承認された場合に限り 5 年後に更新基準を満たすことにより資格を回復できる場合がある。

<p>(専門医資格の取り消し) 第 23 条 3. 前 2 項に該当するものは、理事会と社員総会の承認を経て専門医資格を取り消される。 <u>取消となった者は機構専門医認定証を速やかに日本専門医機構に返還する。</u></p>	<p>(専門医資格の取り消し) 第 22 条 3. 前 2 項に該当するものは、理事会と社員総会の承認を経て専門医資格を取り消される。</p>
---	---

3. 指導医細則 【理事会承認報告】

新	旧
<p>【削除】</p>	<p>第 13 条 (3) 特定分野指導医を含む分野指導医資格の喪失により、第 9 条に定める形成外科指導医としての要件を欠くに至ったもの</p>

4. 特定分野指導医細則 【理事会承認報告】

新	旧
<p>【追加】 (特定分野指導医資格の継続) 第 11 条 2. 前項の更新資格を得るためには、以下を充足しなければならない。 (1) 更新期間内に当該領域に関する学術活動を継続すること (2) 更新期間内に当該領域に関する診療実績を有すること 3. 前項の詳細に関しては別に定める。</p>	

5. 専門医認定細則 【理事会承認報告】

新	旧
<p>(構成) 第 2 条 制度第 2 条 2 項の専門医認定委員会(以下、委員会という)の構成は 18 名とする。 2. 専門医認定委員(以下、委員という)のうち 10 名は、<u>社員総会において</u>専門医である評議員の中から選挙により選出する。他の 8 名の委員は理事長が別途指名する。 3. 前項に定める 10 名の委員選出には、<u>定款細則第 7 条より第 9 条までの規定を準用し</u>、選出すべき人数の半数の連記投票による。 第 10 条 専門医申請資格は、以下の各号を充足するものとする。 4. 前々号の形成外科研修は、<u>3 ヶ月以上の地域医療研修を含むことを推奨する。</u></p>	<p>(構成) 第 2 条 制度第 2 条 2 項の専門医認定委員会(以下、委員会という)の構成は 18 名とする。 2. 専門医認定委員(以下、委員という)のうち 10 名は、<u>専門医である評議員の中から</u>選挙により選出する。他の 8 名の委員は理事長が別途指名する。 3. 前項に定める 10 名の委員選出には、選出すべき人数の半数の連記投票による。 第 10 条 専門医申請資格は、以下の各号を充足するものとする。 4. 前々号の形成外科研修は、<u>3 ヶ月以上の地域医療研修を含まなければならない。</u></p>

<p>【削除，変更】 (資格認定審査) 第17条 委員会は，以下の認定審査を行う。</p> <p>1. 書類審査 専門医認定申請者の，第10条に定める申請資格を提出書類に基づき審査する</p> <p>2. 試験審査 書類審査合格の者に対し以下の試験審査を行う。</p> <p>(1) 形成外科的一般知識に関する筆記試験</p> <p>(2) 主に申請者の研修記録について口頭試問</p>	<p>(資格認定審査) 第17条 委員会は，以下の認定審査を行う。</p> <p>1. 書類審査 専門医認定申請者の，第10条に定める申請資格を提出書類に基づき審査する</p> <p>2. 試験審査 書類審査合格の者に対し以下の試験審査を行う。</p> <p>(1) 形成外科的一般知識に関する筆記試験を行う</p> <p>(2) 主に申請者の研修記録について口頭試問を行う</p>
--	--

6. 施設認定細則 【理事会承認報告】

新	旧
<p>【変更・追加】 (専門研修基幹施設) 第11条 制度第3条1項に定める専門研修基幹施設（以下，基幹施設という）は，以下を充足するものとする。</p> <p>(1) 臨床研修病院またはそれに準ずる総合的な病院であること</p> <p>(2) 形成外科が診療科として標榜されていること</p> <p>(3) 形成外科研修プログラムを有すること</p> <p>(4) 前号のプログラムを統括する形成外科領域指導医が，常勤で在籍していること</p> <p>(5) 前号の統括責任者以外に，形成外科領域指導医もしくは1回以上の更新歴のある専門医が，指導医として常勤で在籍していること</p> <p>【以下略】</p> <p>(専門研修連携施設) 第12条 制度第3条1項に定める専門研修連携施設（以下，連携施設という）は，基幹施設が学会に申請し，認定された施設とする。</p> <p>2. 連携施設には，形成外科領域指導医もしくは1回以上の更新歴のある専門医が，指導医として常勤で在籍していなければならない。</p>	<p>(専門研修基幹施設) 第11条 制度第3条1項に定める専門研修基幹施設（以下，基幹施設という）は，以下を充足するものとする。</p> <p>(1) 臨床研修病院またはそれに準ずる総合的な病院であること</p> <p>(2) 形成外科が診療科として標榜されていること</p> <p>(3) <u>複数の形成外科領域指導医が常勤として在籍していること</u></p> <p>(4) <u>形成外科研修プログラムを有すること</u></p> <p>【以下略】</p> <p>(専門研修連携施設) 第12条 制度第3条1項に定める専門研修連携施設（以下，連携施設という）は，基幹施設が学会に申請し，認定された施設とする。</p> <p>2. 連携施設には，<u>常勤の形成外科領域指導医が在籍していなければならない。</u></p>